

Go To Eat ひょうごキャンペーン

参加飲食店募集のご案内



新型コロナウイルス感染症の拡散による、観光需要の低迷や外出自粛等の影響により被害を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起のためのキャンペーン (Go To Eat ひょうごキャンペーン) を展開します。

応募資格 兵庫県内の飲食店で次の要件をすべて満たすところが対象です。

- ① 兵庫県内の食品衛生法の許可を得ていること。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続ガイドライン」を遵守していること。

* 「風俗営業法」に規定されている「接待飲食等営業」「特定遊興飲食店営業」を営む飲食店は対象外。
* 店内飲食をメインとしない店舗 (デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店等) は対象外。

募集開始 令和2年10月1日(木) **申込方法** WEBサイトにてお申込ください

※WEBサイトからのお申込が出来ない場合は専用のホームページから申込用紙をダウンロードするか、兵庫県内の市町で配布するチラシに必要事項を記入してお申し込みください。

登録料 無料

登録申込みURL URL : <https://gotoeat-hyogo.com/>



プレミアム付食事券概要

発行総額 最大で100億円
(うちプレミアム部分は20億円)

発行冊数 最大で80万冊

発行形態 額面 1冊 12,500円
(500円券 25枚)

販売価格 1冊 10,000円
(プレミアム率25%)

販売場所 兵庫県内の日本旅行の支店、イオン・イオンスタイル、郵便局等を予定

購入対象者 兵庫県民はもとより他府県民も購入可能

食事券の有効期間 令和2年10月29日(木)～令和3年3月31日(水)(予定)

食事券の換金期間 令和2年11月25日(水)～令和3年4月30日(金)(計5回) 月1回の換金予定

●登録する際には兵庫県の「感染防止対象宣言ポスター」及び「新型コロナ追跡システム」に登録のうえ、発行されるQRコードの提示が必要です。



兵庫県マスコット はばタン

Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局 (農林水産省受託事業者 株式会社日本旅行)

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-2 (営業日・時間) 平日10:00~17:00(土日祝、年末年始は休業)

TEL:078-371-2841 FAX:078-371-2847 E-mail: gtehyogo@nta.co.jp

※お申込みから精算のながれにつきましては、裏表紙をご覧ください。

お問い合わせ先

参加登録申込みからプレミアム付食事券精算のながれ (概略)

1

参加飲食店登録申請

専用Webサイトからお申し込みください。

*専用Webサイトからのお申し込みができない場合は、本募集案内の見開き部分にある「参加飲食店同意書」を確認、同意いただいた上、「参加飲食店登録申請書」に必要事項を記入、FAXまたは郵送にてキャンペーン事務局宛に送付ください。

注 申請書、同意書と併せ、「営業許可書」の写しの送付も必要になります。



2

事務局による審査及び、承認、登録

*応募資格に基づき審査を行い、承認、登録を行います。

*資格を満たさない等で承認できない場合のみ、その理由と未承認の旨を通知します。

3

参加飲食店用キットの送付



*参加飲食店には、参加飲食店用ポスター等の掲示や、同意書に基づいた感染症予防対策を実施していただきます。

*参加飲食店用キットには、営業用ツール、取扱マニュアル、換金キット等が含まれます。

注 参加飲食店用キットのお届けを10月28日(水)(プレミアム付食事券の使用開始日前日)までに希望される方は、10月15日(木)までに登録、承認される必要があります。

4

オンラインによる説明会の開催

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインのみで説明会を実施します。公開開始日は、専用ホームページにて発表します。

*説明会は、専用ホームページで随時閲覧できます。

5

食事券の使用開始

*取扱いマニュアルに沿って、快くお客様をお迎えします。

*使用済食事券を保管、換金作業を行います。



6

使用済食事券の送付および、換金

*換金キットを使用し、使用済食事券を送付します。

*事務局より指定の銀行口座に精算金が振込まれます。

*精算は、令和2年11月から令和3年4月の間に5回(月1回)を予定しています。



※ご不明な点等ございましたら、キャンペーン事務局宛お問い合わせください。



Go To Eat ひょうごキャンペーン ▶ 参加飲食店同意書

※下記を必ずご一読ください。

営業形態



- 当店は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

行政への協力



- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

ガイドラインに基づく取組等



- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席については、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、兵庫県の「感染防止対策宣言ポスター」を掲示します。また、「兵庫県新型コロナ追跡システム」に登録し、発行されるQRコードを掲示します。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

参加登録の取消

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【兵庫県 食事券発行事業者】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【兵庫県 食事券発行事業者】により参加登録が取り消されることに同意します。

※左記の□にチェック（√）を入れ、店舗名、代表者欄にご記入ください。

私は上記内容をすべて確認、同意した上、
Go To Eat ひょうごキャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名

代表者



代表者印



参加飲食店登録申請書



①事業所情報 / 申請者メールアドレスへ受付完了メールが届きます。正確にご記入ください。

申請者氏名 (法人の場合は代表者名)		法人名	
住所 (所在地)	〒		
申請者電話番号			
申請者メールアドレス			
振込方法 (希望の方法に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数店舗一括精算 (市内に複数店舗があり、一括精算をご希望の場合は、コピーの上まとめてFAXしてください。) ・単独店舗精算 		

※メールアドレスは必ずご記入ください。(パソコンのメールアドレスが望ましいですが、スマホのメールアドレスでも構いません)
登録後にご自身の店舗情報の管理画面の修正、変更ができるIDとPWを発行しますので、店舗検索項目や店舗情報の詳細を登録して頂くことで、消費者からの検索が可能になります。

②登録店情報 / 参加飲食店一覧へ掲載 (担当者名は除く) されますので、正確にご記入ください。

店舗名 (フリガナ)			
店舗住所	〒		
店舗電話番号		店舗FAX	
店舗担当者			
主な取扱品目			
営業許可番号	※営業許可書の写しも併せて送付してください。		

③振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫	銀行コード	
	信用組合・農協	支店名	
		支店番号	
口座番号		口座種別	普通 当座
(フリガナ) 口座名義			